

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主： 美濃加茂市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3	%
全職員	65.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長級相当職	97.1	%
本庁課長相当職	98.0	%
本庁課長補佐相当職	95.8	%
本庁係長相当職	92.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	87.7	%
31～35年	93.3	%
26～30年	84.1	%
21～25年	85.7	%
16～20年	84.0	%
11～15年	93.4	%
6～10年	95.9	%
1～5年	86.9	%

【説明欄】

・短時間勤務をしている会計年度任用職員(パートタイム)が全職員の約54.9%を占めており、その中でも約83.6%が女性職員であることが、全職員における男女の給与の差異に影響している。
・扶養手当の受給者に占める男性の割合は約90.9%である。
・任期の定めのない常勤職員において、男性職員一人あたりの勤務時間が女性職員に比べ約1.34倍である。
・県からの割愛職員に占める男性の割合が約66.7%であり、その男性のみが扶養手当を受給していること及び、時間外勤務時間が女性職員に比べ多いことが男女の給与の差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公開の対象者となる年度までの年度単位で算出している。